

月例総会議事録

1 招集日時 令和4年2月17日(木)

2 開会日時及び場所

令和4年2月17日(木) 午後1時45分

防府市役所1号館3階 南北会議室

3 閉会日時 令和4年2月17日(木) 午後3時15分

4 委員氏名

(1)出席者(17名)

(1番)池田 静枝 (2番)石川 眞平 (3番)中山 博祐 (5番)木原 伸二
(6番)倉重 俊則 (7番)小山 巽 (8番)田村 正信 (9番)光井 憲治
(10番)吉本 典正 (11番)池田 寛 (12番)石田 卓成 (13番)熊安 悦子
(14番)末廣 儀久 (15番)林 孝志 (16番)原田 道昭 (17番)藤井 伸昌
(18番)横木 勉

(2)欠席者(0名)

5 議事に参与した者

農業委員会事務局長	國本 勝也
” 事務局長補佐	山口 佐貴子
” 農地振興係長	矢石 芙葉
” 書 記	富永 大志郎
” 書 記	高橋 茉里

6 提出議案及び報告事案

議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第8号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第10号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第11号 農業中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による協議について

議案第12号 非農地判定について

報告第8号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第9号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第10号 農地法第18条第1項但し書きの規定による合意解約通知について

報告第11号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第12号 農地法施行規則該当転用届について

報告第13号 現況証明書の発行について

報告第14号 時効取得

報告第15号 許可申請取下について

報告第16号 農地所有適格法人報告書について

7 会議の要領及び議決事項

議長 本日の出席委員が定数に達したので開会を宣言し、下記委員を署名委員に指名す。

11番 池田 寛委員

12番 石田 卓成委員

午後1時45分開会

○事務局 皆さん、こんにちは。

ただいまから、令和4年2月の月例総会を開催いたします。

本日は、全員の委員さんが出席されておりますので、防府市農業委員会会議規則第6条の規定により、総会が成立することを御報告いたします。

それでは、会長に御挨拶をいただいた後、議長として議事進行をよろしく願いいたします。

○藤井会長 皆さん、こんにちは。

大変寒い1日となりましたが、こうしてお集まりいただきましてありがとうございます。

本日は、この会議室が4時までしか使えませんので、なるべくスムーズに議事を進行させていきたいというふうに思っておりますので、御協力よろしく願いいたします。それでは、早速、議事進行をしていきます。

本日の議事録の議事録署名委員さんは、11番の池田委員さん、12番の石田委員さんをお願いいたします。よろしくお願いいたします。

それでは、議案審議に入ります。事務局、議案第7号の説明をお願いします。

○事務局 それでは、御説明いたします。

議案書の1ページ、資料の1ページからです。

議案第7号農地法第3条の規定による許可申請についてです。

今回の申請は3件になります。

目的については所有権の移転が3件です。

譲渡理由については、耕作困難が1件、高齢のためが2件。譲受理由は規模拡大が2件、新規就

農が1件となります。

別途営農計画書を御参照の上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

- 藤井会長 それでは、1番に入りますけれども、対象委員さんの退席を求めたいと思いますので、お願いします。席を外していただきたいと思います。

〔退席〕

- 藤井会長 それでは、1番、地元委員さん、説明をお願いします。

- 12番 12番、石田です。

本案件ですが、1か月ぐらい前でしたかね、一度開発工事をしたいということで議案が上がって、————譲受人の——と交渉をいろいろされた結果、農地として譲受けようということになったということで、今回の提出になっております。

場所については、右田の——になります。ちょうど——が真隣、この参考資料の1ページですね。これの申請地が書いてあります下の部分を耕作されています。ここの部分を取得して同じく——の実習等で使いたいという申請でございます。

水はけの件とか、いろいろ山のほうからたくさん水が落ちてくるなどということで、開発工事をされたら、本当に農園そのものがかなりやばい状態になるということで、地元人としてはよかったのではないかなと思っております。

皆様方の御審議をよろしくお願いいたします。

- 藤井会長 それでは、質疑に入ります。御意見のある方はお願いします。ございませんか。

この案件は最終的には委員さん自らが購入されたということで、農地がある意味守られたということで喜ばしいことなんですけども、その分、業者に売買する予定であった土地ということで、かなりの割高で委員さんが購入されたことになっておりますので、色々思いもありますけども、大変にありがたいというふうに思っているところです。

ほかに御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 藤井会長 御意見がないようなら、採決に入ります。

御承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

- 藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、承認いたします。

じゃあ、戻ってきていただいて。

〔入室〕

続きまして、議案2番ですけれども、こちらを対象の委員さんの退席を求めます。

〔退室〕

○藤井会長 それでは、2番、地元委員さん、説明をお願いします。

○5番 5番の木原です。

議案第7号の2は、規模拡大を目的とする所有権移転の案件です。

2月10日に現地確認及び聞き取り調査をいたしました。申請地の場所は、田島の——のすぐそばにあります。

譲受人は、昨年度から少しずつ農地を購入してみかんなどを作付されています。今回は地元の人の仲介で話がまとまったということです。

それでは、農地法第3条に基づき調査した結果を報告いたします。

まず、全部効率利用要件ですが、農機具等に関しては資料のとおりでした。

次に、農作業常時従事要件については、夫婦2人専業で営農されています。

下限面積はクリアしており、地域との調和要件も問題ありません。

以上のことから、農地法第3条の許可要件を全てクリアしていると判断いたしますが、皆さんの御審議よろしく願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。

承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、2番、承認いたします。

じゃあ、入室をお願いします。

〔入室〕

○藤井会長 それでは、3番、地元委員さん、説明をお願いします。

○16番 16番の原田です。

議案第7号の3は、第3条の規定による所有権移転の申請です。

現地確認、それから譲渡人の聞き取りを2月9日、それから譲受人への聞き取りを2月12日に行いましたので、その内容について報告をいたします。

現地を9ページのとおり、県道の山口防府線を山陽自動車道を越えて、—へ進んだところ。地区名でいうと切畑の—というところと東側がこれ——という地区になるんですが、その2か所に農地があります。農地の図面は10ページ、11ページ辺りを御覧になってもらえればいいかと思えます。

譲渡人は、現在、—在住ということで、今までは年に1回、もしくは2回ぐらい山口のほうへ帰ってきて、農地の保全管理を主にやっていたんですが、ここ2年ばかりコロナの関係でほとんど帰

って来られないという状態で、実は2年ぐらい前から私のところに何とか農地、家も含めてなんです、処分ができないかという相談を譲渡人のほうからたびたび話を受けておりました。

この地図を御覧になると、特に10ページのほうのこの農地は山裾、もう半分これ山ですね。山のすぐそばで、もともとは水田だったんですが、現在はもう水路もなくなって、ほぼもう畑としてしかもう利用ができないというような状態です。

登記上は田とかになっているんですが、実態はもう田としての利用は、まず不可能というような状況です。

譲渡人は、今回農地だけではなくて家も含めて全部処分したいということで、昨年の秋口に防府市の空き家バンクに登録をしております。その登録をした結果、やっぱりそれを見て希望者が現れたということで、今回はその希望者の譲受人と話がまとまったということです。

譲受人は、これ今現在、――に在住なんです、以前より農業に興味があって、適当な場所を探していたというようなことを言っておりました。――という方なんです、この譲受人1人と、今はお母さんと2人暮らしということで、田舎暮らしがしたいと。――はそんな田舎じゃないんですが、どうしても、今、住んでいるところが畑も何もないということで農業未経験なんです、今回そういうことに挑戦してみたいということでした。

年齢は50歳ということで高齢なんですけれども、仕事をしながらいわゆる兼業ということで、農業をやりたいというような方でした。

営農計画については14ページに書いてあるとおりで、ここに書いてあるとおり、果樹をやってみたいということでブルーベリーというふうに書いてあります。農機具については、現在何も持っていないんですが、譲渡人が定期的に帰ってきてここをすいたり草刈りをしたりということで、耕運機とそれから自走の草刈り機、それから背負い式の草刈り機、こういった機械は一応全部そろっていましたんで、それを譲り受けて管理をするということで、もっと大きな機械が必要なときはレンタル等でやりたいというような話をしておりました。

それと、現状はこの10ページの農地も、それから11ページの両方の農地、いずれもきちんと草刈りがされて、保全管理の状態は非常にいい状態になっております。

台道地域は農業振興地域ではあるんですが、今回のこの対象農地はいずれも基盤整備されていない、いわゆる小さな不整型の田んぼということになっております。いずれもわりと山が近いところで、水田としてやるにはちょっと不適切な場所かなというふうに思います。

それでは、農地法第3条の第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について説明したいと思います。

先ほど言いましたように、農機具そのものは持ってはいないんですが、譲渡人からの機械を全て譲り受けるというようなことと、本人も書いていますように、週末あるいは平日の仕事が早く終わ

ったときとかそういったときにやるというようなことで、この農地法の第3条の各号の要件については、全て該当しないというふうに思います。

以上のことから、地元委員としてはここに移住してきて、農地を管理してもらおうということになれば荒れないで済むのかなというふうに思っております。皆様の御審議のほどよろしく願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方。どうぞ。

○7番 すみません。今のお話で、空き家バンクに登録されて今回の申請がなされたということなんですけれども、最初の大字切畑——については、登記地目宅地になっているんですね。これは農地法に関係ないんじゃないかと思うんですけども、教えてください。

○事務局 では、事務局から説明いたします。

——に関しては、確かに登記簿が宅地であるのですが、農業委員会が管理している農地台帳に畑として農地として搭載されておりますので、現況が畑ということで農地という。農地法の範囲に該当する農地でございます。

○藤井会長 ここに建物が建つとるわけですか。

○事務局 現在は建っておりませんので、大昔は宅地だったのかもしれないです。それから解体されて、何らかの経緯でうちのほうに農地の申請をされている。うちのほうが農地として認めている経緯があって、わざわざ載っているということは、そういった過去があったのかと思われます。

○7番 今の話でいきますと、家はそうすると別のところにあるということですか。今回の空き家バンクに登録されている家ですね。

○16番 家は、これ12ページを見ていただければ分かります。12ページの宅地というのがありますね。ここ緑で囲まれた間に宅地455.35。ここに家があります。

この方は、今回の譲渡人のお父さんがここへ家を建てられたんですが、この12ページのこの宅地に建てられる前に13ページのこの宅地のところ、ここが最初にあった家の跡なんです。もう家は解体されて50年以上たった状態で、今現在はどっちかというと畑に近い状態で、この家を解体した後に、この12ページのほうの——地区のところに家を新しく建てられたということで、その時点でもうこちらの家は解体されたというふうに言われておりました。

ですから、一応、宅地、私もおかしいなと思ったんですが、宅地にはなっているんですが、現況はもう畑、それと一部には家の基礎の石がちょっと並べて置いてありますけども、もう年数がたっていますから宅地には見えないですね。

○7番 状況は分かりました。ちょっとこういう場合には、登記は宅地になっているわけですから農地法は関係ないですね。そこのところはどういうふうに理解すればいいんですかね。

○事務局 事務局から説明します。

登記が農地法の中では現況主義という扱いを取っておりまして、登記が例えば原野でも宅地でも、農地として現況があって、うちの農地台帳に載っているものについては農地として捉えますので、今回の場合は登記は宅地ではありますが農地ではあります。

○12番 こういった場合に、登記は宅地になっているんですけど、ちゃんと農地に戻しなさいよとかという指導とかはされんのですかね。どうなんですかね。

○事務局 そうですね。農業委員会のほうではもう現況でしか見ないので、結局、登記によらないというふうに立てつけがなっているので、あえて宅地を農地に戻せということまで言うことはないです。

○12番 ないですか。不思議。

○藤井会長 そうじゃけど、戻すとなると、正規の手続で営農計画書の提出とか、一般的な手続が必要になるわけですね。宅地を農地に戻すときには。

○事務局 そうですね。恐らく法務局から照会がうちのほうにあるかもしれないです。うちのほうは農地と答えるので、法務局は多分地目の変更が宅地から田んぼになるのではと思います。所有者の方がもししたければですね。

○11番 11番、池田です。

現況が農地ということですけど、農地台帳でそういうことになっているということなんですけど、これ相当以前からずっとなっているんじゃないかと思うんですけど、税のほうですね。課税課でいつも問題、税から来られた方おられると思いますけど、問題になるのが、現況、宅地だけど農地ですよと。肥培管理をして、野菜をつくっているとかは課税上の問題なんです。現況は農地のほうが課税が安いから、それが非常に税務課のほうは、いやこれは耕作をしておられないからこれは宅地ですよという感じになることが多いんです。

課税上、農地に持って行くとかそういう形が。だから、農業委員会も税法では1年に1回、現況を確認しなきゃいけないというのが規定があるんです。農業委員会は以前台帳に上がっちゃるからもう農地だということで、その辺の考え方はいかがでしょう。何かあったら見直しとか、登記が宅地で現況が農地ちゃうのは、いつかリストに上げて見直しを図るようになっちゃるんじゃないでしょうか。

○事務局 事務局がお答えします。

1年に1回の農地パトロールのほうで、いわゆる農地は見ているという判断になるので、そこで例えば違反、農地に載っているのに建物とかを建てれば、当然違反転用という形になるので、それで確認ができる状態ではあります。

○藤井会長 どうですか、今の回答でよろしいですか。

○11番 登記が宅地で現況が農地になっているというのは、何かリストか何かないと、そこまで全

部、一筆一筆確認するというか。地域内にそれだけそういう例がどのぐらいあるのかというのが、ちょっと図面だけでなかなかそこまで判断できないかなちゅう感じがあるんですけど、実際に農地パトロールで知っているから。

○事務局 事務局です。

一応、農地パトロールの地図は現況農地のものをお載せしていますので、登記が宅地でも農地であれば緑色の色がついていますので、恐らく認識はないかもしれないんですけども、登記宅地で田畑というものをを見ていただいております。

○11番 登記が宅地か農地かというのは区分が分からないんですよ。

全部、農地だけを見ているわけですから、ここは登記は雑種地かあるいは宅地かというのが、図面を見たときに分からない場合がある。それがやっぱり要る。リストか何かであると、分かりやすいんじゃないかなという気はするんですけど。

○事務局 すいません。ちょっと記憶が曖昧なんですけれども、確か全件リストに登記と現況地目を並べていたと思いますので、登記宅地で、現況、田というものは恐らくあったと思います。地域によってないものもあるかもしれませんが、基本、現況は田畑のものは全部お載せしておりますので、もしかしたら担当の地区にたまたまなかったのかもしれませんが。

○11番 分かりました。

○藤井会長 皆様リストを見返してください。ほかに何かございませんか。どうぞ。

○6番 6番、倉重です。

ちょっと営農計画書を見させていただいたんですけど、このパターンは農作業の技量的にはどうなんですかね。もしないということであれば、ちょっとこれ指導してあげたほうがいいのかなという感じは持っておるのですが、どうでしょう。

○藤井会長 地元委員さん、どうですか。

○16番 16番、原田です。

私も1回お会いしただけなので、技量があるかどうかはちょっと分かりませんね。本人に聞いたら、今現在は全く農業をしていないんですよ。家庭菜園、家にほんのわずかな小さな土地があるらしいんですがその程度で、ただかなり農業に関心というか興味はあって、現実にこの農地で本当に買うのと。普通の葉物野菜、まずできないですよ。現場見てもらったら分かりますけどね。もう山ですから。山を草刈りしたような状態のところですから、よくて果樹、栗とか、そういう柑橘か栗かぐらいしか、これできないんじゃないのという話を最初にしたんです。

それでも、本人が挑戦してみたいということだったので、少なくともその農地を荒らさないでくれと。現状はかなりきれいにこの譲渡人が——にいるわりには、毎年2回——から車で帰ってきて、ずっと2日か3日家に泊まってきれいに管理していたんですよ。まず、普通そんな人いないんです

よね。コロナのときも、無理して1回か2回帰ってきていました。

そういうこともあって、ちょっと技量は分からないんですけど、一応そういうやる気があるというふうには私は受けたんで、いいかなと思いました。

○6番 分かりました。そういうふうにおっしゃるなら多分できると思いますので、あとフォローアップが要るのかなと思います。そういう条件であればやれると思いますので。

○藤井会長 地元委員さん、これから少なくとも営農計画書に沿って、物事が進んでおるか、その辺はチェックといったら悪いですけども見届けてもらいたいと思いますし、その過程の中でいろいろ相談があれば、JAなりいろんな指導を受けられる方法を協力してあげていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。そういうことでよろしいでしょうか。

ほかに御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。

承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、3番、承認いたします。

続きまして、議案第8号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 議案の説明の前に、資料の修正が1か所あります。資料の15ページを御覧ください。

農地の種別のところで、規則第43条第1号に該当する農地と記載がありますが、正しくは規則第43条第2号です。正しくは2号です。

それでは、議案の説明に入ります。

議案書は3ページ。資料は15ページからとなります。

議案第8号は、農地法第4条の規定による許可申請についてですが、今回提出された件数は1件で、転用目的は太陽光発電設備です。

農地の種別は集団農地面積0.1haの農地で、華城出張所から120mの場所にあり、規則第43条第2号に該当する第3種農地と判断します。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、1番、地元委員さん、説明をお願いします。

○7番 7番、小山です。

議案第8号の1は、太陽光発電設備を設置する農地転用の申請です。

現地調査及び申請者への聞き取りを2月10日及び12日に行いました。

資料は15ページからになります。

申請地は先ほど説明がありましたように、防府市役所華城出張所から———のほうになるかと

思います。資料の8号の1のところの色塗りしてあるところの隣が駐車場になっていますが、その道を挟んで反対側が華城出張所になります。すぐ近くにまたJAの華城出張所がございます。

申請者に話を伺いましたところ、七、八年前に旦那が亡くなって相続をして、その後、草刈りはしているけれども、それ以外のことはしていないということでお金がかかって困っておるというお話でございました。

この申請者の方は——で、昔、——店を経営しておられた方で、なかなかしっかりした人でございました。最近、太陽光発電というのがしばしば出てまいりますけども、本件は転用でこの太陽光発電を設置するということで、こういうケースは非常に少なくなっているんで、採算は取れるんですかねという話をしましたところ、2019年以前に枠をもらっている分で、過去に何か二、三か所、既にこの太陽光発電を設置しておられるそうです。

そういうことで、今回も固定資産税が上がったりして経費も要るけども、何とか採算は取れますという話でしたし、サニックスさんのほうもその点は心配要りませんということで、農業委員が何を言うのかというようなことで、事務局にも何か苦情があったというようなケースでございます。私もちょっと説明いうか、話がまずかったのかなというふうには思ったんですけども、そういうことでその話がございましたけども、あとここに水路がありまして、これが17ページを御覧いただいたらと思うんですが、——、——、あるいは——というのは、これ山陽本線の線路が布設されているところでございます。

その一角にこの本件申請事案があるわけですけども、問題は次のページの19ページを御覧いただくと図面が出ていますけども、これでいきますと一応——は周囲全体をフェンスで囲みますと、こういうお話だったんですが、図面でいきますと、この右側のほうに点線が引いてあります。これが鉄道敷ですけども、その間が空欄になってフェンスが設置されていない状況にあります。

現地を見てみますと、またちょっと17ページに戻ってもらうといいんですが、17ページで——というのが、里道を挟んであるわけですけども、そこの方は水稻を米を耕作しておられまして、聞きましたところ左のほうにある水と書いてあるところの水路から取水はされているんですけども、排水のほうがこの線路敷に沿ってずっと——のほうに公民館、出張所のほうに向かって、鉄道に沿って水路があるわけですが、それは排水として使っているというお話がございまして、そういうことであれば、当然管理という問題が出ますので、そのところをちょっと今の状態でいいんですかねという話をしております。

最終的には、耕作者の方と十分話をして、詰めて、水路の掃除といいますか、溝にたまったごみ等を取ったりすることができるような状態で、フェンスは設置してくださいよと、こういうことで話をしております。

一応、——がやるようにしておりますて、これ以外には表示板といいますか、もし何かあった

ときには連絡先ということもちゃんと表示してもらおうということで、一応話はしております。

また、もう一つ、今日、後、話があるのかもしれませんが、太陽光発電について、近隣住民、隣接所有者、今の耕作者、こういった方に十分説明をして工事にかかってもらうということで念を押しております。農地区分は第3種農地ですので、特に問題はないかと思います。また、周辺営農への支障も考えられないというようなことで、許可基準を満たしているものと思います。

皆さんの御審議のほどよろしくお願いします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

今、説明があったこのフェンスのことについては、近隣の土地の所有者話し合いをするというので進んでおるわけですね。

ほかに何かありますか。

○12番 12番、石田です。

条件付きで通すとか、これで可決されてしまえば口約束で何の証拠も残らないわけで、無理やり、後知りませんよということもまかり通ってしまうと思うんですよね。悪意があればですよ。なので、条件付きということでもいいかなと思ったりするんですけど。

○藤井会長 事務局、その辺のところはどういう話になっていますか。特に話はできていないの。

これ恐らく————。ならば、今までの流れからいくとそういう約束をつきつけるような会社じゃないでしょう。でも過去にも————のそういう対応の中で通してきていますからね。これはもうこの事例だけそれが確定して出さんというわけに、今の段階でいけんと思うんですよね。

○12番 今回は明らかに農業をやっている人に支障が出るので、排水等で。

○7番 掃除を何年に一遍かぐらいの約束とかそういったものがある。

そんな神経質になるようなことはないと思うんですけど、ただ締め切られたら困るんですけどそれは出入りができんようになってしまうね。

ぐるっとフェンスをしてもらおうということで、間を開けてください。うん。線路との間をね。

○藤井会長 フェンスがあるわけですから、ここへ今の計画では抜けておるんですけど、これは設置をお願いさせてもらわなきゃいけない、この後からでも指摘ができると思います。

○7番 若干、今、ついている19ページの図面というのは、若干補正が必要にはなろうかと思います。

若干、この通りじゃあ具合が悪いということになると。これでいくと間が通れんようになってしまう。中に入れんようになってしまう。そういう感じのフェンスじゃあ困る。中に入って水路の掃除ができるようにしてくださいと、こういう話はしております。

○12番 しかも、ぎりぎりまでやられると、泥上げとかがあるので、ちょっと間を空けてね。

○事務局 はい。

○**藤井会長** だから、事務局、フェンスに関しては、これは設置の義務があるわけですので、この空いとるところは排水路の掃除のために通常使う場所ですので、ちゃんとフェンスはつけるように、改めて確認していただきたいと思いますので。それはできるよね。そのときに排水路の掃除作業に支障のないように、間隔を空けて設置していただくように、これだけは徹底していただきたいと思います。お願いします。

ほかに御意見はございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**藤井会長** 御意見がないようですので、採決に入ります。

承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○**藤井会長** ありがとうございます。全員賛成ということで、8号の1番、承認いたします。

続きまして、第9号、事務局、説明をお願いします。

○**事務局** それでは、御説明いたします。

議案書は4ページ、資料は21ページからになります。

議案第9号は、農地法第5条の規定による許可申請についてですが、今回提出された件数は6件です。

この6件の転用目的の内訳ですが、自己用住宅が1件、建売住宅が1件、太陽光発電設備が3件、駐車場敷地拡張が1件です。

受付番号1は、自己用住宅です。

資料は21ページになります。

農地区分は集団農地面積3.8haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第2種農地と判断します。開発許可の申請中です。

受付番号2は、建売住宅です。

資料は27ページです。

農地の種別は集団農地面積0.07haの農地で、防府市役所右田出張所から約350mに位置しており、規則第45条第2号に該当する農地、第2種農地と判断します。開発許可の申請中です。

受付番号3は、太陽光発電設備です。

資料は33ページです。

農地区分は集団農地面積8.4haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第2種農地と判断します。

受付番号4も、太陽光発電設備です。

資料は39ページになります。

農地区分は集団農地面積 0.1 ha の農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第 2 種農地と判断します。

受付番号 5 も、太陽光発電設備です。

資料は 45 ページです。

農地区分は集団農地面積 2.6 ha の農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第 2 種農地と判断します。

受付番号 6 は、駐車場敷地拡張です。

資料は 51 ページになります。

農地区分は集団農地面積 7.1 ha の農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第 2 種農地と判断します。

以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、1 番、地元委員さん、説明をお願いします。

○12 番 12 番、石田です。

本案件なんですけど、佐野の——の近くの——所有農地を、現在、——に住んでおられる——の夫婦が取得し、新築住宅を建てようとする案件でございます。

現地確認に先日、会長、事務局と一緒に尋ねていただいたんですけど、ちょうどこの田んぼ、今、会長がつくっておられるということで、本来であればもうちょっと端に避けてほしい、まとまった面積があるところなんで、本来であれば避けてほしいところなんですけど、どうしてもここがということで、その代わりに、今、田んぼが、参考資料 21 ページを見ていただいたら 2 枚に分かれているんですよ。この申請地と書いてあるところと、その隣ですね。真下。それとさらに下の長い田んぼ、——というところに向かっていくところですね。これ両方同じ——の所有地なんですけど、この間にある畔を今度は取っ払ってもらって、1 枚の広い田んぼにさせていただくということや、あとは出入り口なんかも、25 ページを見ていただいたら分かるんですけど、この左側の部分を通路としてちゃんと残しますということで、出入りも支障がないようにさせていただくということで、お話がありました。

現地確認をしたところ、まとまった農地がちょっと変わった形になるのは残念ではありますが、致し方ないのかなと思っております。

皆様方の御審議をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いします。よろしいですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 ちょっと補足で説明させていただきますと、この——の所有者というのが、この 21 ページの一番図の下の角っこにあるあの——というこの家なんですけれども、私もここに建

てたいというお話があったときに、ほかを探してほしいということをお願いして、候補地としてはこの——の自宅の両隣、こちらもその方の所有なんですけど、そちらのほうにお願いしたんですけれども、よくよく現地を見ますと、これがこのすぐ左の斜線が鉄道の高架でして、鉄道のすぐそばに家を建てさせるのもちょっと気の毒だなという思いもありますし、じゃあ逆にその家の右側のほう、ここが最適かなというふうにも思ったんですけれども、ここは上に高架線がずっと通っておりますので、高架線の下に家を建てさせるのもちょっと気の毒かなという思いがありまして、しぶしぶここを許可したという形ですので、いずれこども圃場整備を進めたい地区ですので、白地ではありませんけれども、何とかしたい対象区域の地域なんですけれども、娘さんがお嫁に行かれて夫婦そろってこちらに帰って来られるということで、地区のためにも致し方ないかなという思いで今回お願いしたところでありますので、ぜひ御理解いただければというふうに思います。

ほかに御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。

承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、承認します。

続きまして、2番、地元委員さん、説明をお願いします。

○13番 13番、熊安です。

議案第9号の2は譲渡人の農地を譲受人が譲り受けて、建売住宅3棟を建築するために所有権の移転をしたいという申請です。

現地確認を2月9日午後2時45分に事務局のお2人と石田さんの4人で行い、また不明な点もありましたので、2月10日午後、担当の行政書士さんと譲受人、譲渡人さん、3者の方に説明をしていただきましたので、その結果を御報告いたします。

現地は、防府市役所右田出張所から350mと右田中学校の——のところにあります。譲渡人の名前はここに書いてありますが、27ページにグリーンの線が囲ってあって、その外に黄色い線があって、その後ろにお父様のお名前が書いてあります。このお父様のお名前は——で、この、今、譲渡人のこのグリーンのところは——のお名前です。——のお父さんが亡くなられたときに、だから——からいうとおじいさんが亡くなられたときに、この名義を息子さんじゃなくてお孫さんの——にされたそうです。

それで、親子関係はあります。現地は譲渡人の名前は——、名義をお孫さんの名前にされたとのこと。父親——、この——は、現在——で広すぎる庭や家を全て解体し、譲受人に735m²だけを渡し、残りの土地にこじんまりした家を新築し、——で暮らせ

るように予定をしていますとのお話でした。

お母さま、おばあちゃんといいますかね、祖母さんは、今、——で入院されているそうです。今は奥さんも——、今、——で暮らしておられます。行って見ましたらとても広いお庭で大きな石の門がありました。立派なお家でしたが、広すぎるので掃除なんかも大変だから、もうこじんまりとしたいということで、譲渡しをされるそうです。

次に、この案件に係る農地法の許可基準について御説明します。

資料の２７ページにありますように、この農地区分は第２種農地です。農地区分と転用目的、転用の確実性、周辺農地などに関わる営農条件になる支障もなく、許可基準に該当すると判断いたします。皆様の御審議をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いいたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 よろしいですか。御意見がないようですので、採決に入ります。

承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、２番、承認いたします。

続きまして、３番、地元委員さん、説明をお願いします。

○２番 ２番、石川です。

議案第９号の３は、譲渡人の農地を譲受人に譲り受けて、太陽光発電施設を建設したいという申請です。

２月９日に事務局と中山委員さんと私の４人で現地確認をしました。また、１４日に行政書士及び太陽光発電の会社、それから譲渡人から聞き取りを行いました。その結果を報告します。

資料は３３ページからですが、現地は——の直近です。３５ページを見ちゃったら分かると思いますが、周りに——と書いてあるのはもう——の農地ですから、隣接地ということになります。

この農地は３０年以上作付がされていません。一部はちょっと竹やぶのようになっていまして、ちょっとマークをしていたところなんですが、草刈りはできるだけは——がされていたようですけど、仕事場が——なのでなかなか思うようにできなかったということです。

近くに、今、ここ工事がどんどん進んでいますが、太陽光発電施設ができたので、声をかけたところ譲ることになりましたということでした。この会社については、まだ発電実績はないということなんですが、市内にもう数か所建設中ですし、ここでも周りに建設中の会社です。水路掃除とか農地の草刈り等も協力するということで了解を得ています。

行政書士の先生も私が責任をもって指導しますということでした。それから近隣の説明について

も、着工までは説明をしますということでした。この先生、過去に私、印鑑もほしいと言ったら、本当に全部もらっちゃった先生なんで、口約束でも間違いなくまめには説明をされると思います。

最初に言いましたように、周りは全然作付がされていませんで、――は畑作をされていますけど、地域農業への影響は特にはないと思われます。

以上、皆様の御審議、よろしくお願いします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方、お願いします。どうぞ。

○12番 12番の石田です。

これ今回、――という会社みたいなんですけど、5番で出ている住所が全く同じの――は違う会社なんですかね。

○2番 はい。私もそう思って後で5番のところで聞こうと思ったんですが、今まで出てきた会社は私が関わったのは――です。――のを今回初めて見たので、また1社増えたのかなと思っていますけど、住所が一緒なんで。

○藤井会長 一緒でしょう、そりゃ。

○12番 一緒だけど。

○藤井会長 会社が違う。

○12番 立ち上げて。

○藤井会長 そういうこと、よくある話だよ。事務局、その辺の流れを説明してあげて。どういうケースでそうなるんか。

○事務局 事務局。――さんは前も出てきた。――という名前で、――が親会社で、結局、子会社は何個かあって、そこが発電施設として太陽光をつくる。電気を――に売って、――がどこかお客様に売るというスタイルなので、それで子会社が増えるのはちょっと何等かの理由が、税金とかの関係があるんでしょうけれども、――の子会社が発電部隊として動いてという形にはなります。そういった意味合いで、多分税金対策か何かで子会社がたくさんあるんだと思います。

○藤井会長 もう一つは、同じ会社が隣接する2個を一遍に開発できないとか、何かそんなのがあるはしなかったですかいね。

○事務局 そうですね。かつて、同じ会社が小さい49.5kWで、結局もっと大きい電力だったら保安局とかの電気の技士、資格を持った人が必要なんですけど、そういうのを防ぐために同じ会社とか同じ名前の人が隣に設置してはいけないというルールはあるんですけど、これはあくまで経済産業省のルールにのっとったものですので、これに関しては特に売電にするわけではなく、独自で発電するので、特にそういったルールは適用されないことにはなりますので、特に問題はないと。

○藤井会長 だから、同時に同じ会社が49.5kW以下を2か所に設置しようと思うとできないという

ことですよね。2個の会社で名前が変えてあれば一発でできるけれども、今回は売電のことやから違うんだけど。

○事務局 かつて、そういうのがよくあります。

○12番 抜け穴で2つつくる。

○事務局 経営者の個人でやって、その後、経営者の会社でやったりとかよくあります。

○藤井会長 そういったこともあるんで、いろんな会社をつくっているという可能性はありますので、その辺のところは理解していただきたいと思います。

ほかに何か御意見ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 いいですね。御意見がないようですので、採決に入ります。

承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、3番、承認いたします。

続きまして、4番、5番は近くにありますので、一括で上程させていただきたいと思いますので、地元委員さん、説明よろしくをお願いします。

○1番 1番の池田でございます。

議案第9号の4は、譲渡人が大阪の株式会社さんへ太陽光発電設備のために譲渡するという転用申請でございます。

この案件は先月出ておりましたが、書類が不備のため取り下げられ、今月再度出されたということです。

現地確認は、先月の1月13日午前9時から事務局2名と石川小委員長さんと私の4名で行いました。

場所は39、40ページを御覧ください。

山陽本線の——の南側になります。もう、ほとんどが太陽光で埋められております。

譲渡人の方は——と高齢で、数回電話したんですけども、もう出ていただけませんでした。行政書士さんにいろいろとお話を聞きまして、この方は先ほどの石川委員が対応されました行政書士さんと同じ方でして、きちんと対応してくださって土地所有者が高齢で耕作も維持等もとても困難になり、また太陽光のほうから声をかけられ、売ることとされたそうです。

パトロール中には一部畑作など利用されていたので、ちょっと残念に思っております。フェンスとか標識、周辺の水路の清掃、またトラブルなど発生した場合は誠意をもって対応するなど、私も譲受人に伝えてきましたが、行政書士さんから会社側へ伝えてくださるようお願いをいたしました。

39ページにありますように、集団農地面積も0.1haで、いずれの法令にも該当しない2種農地ということで判断されます。

報告は以上です。皆様方の御審議、よろしくお願いします。

すいません。それと、次、議案第9号の5は、譲渡人2件の農地を、これも一緒の会社です。大阪の株式会社が譲受け、太陽光発電設備を建設するという所有権移転の許可申請でございます。

この案件も同様に、先月出されましたけど、再度また出されました。現地確認は1月13日事務局2名と石川小委員長さんと一緒に行いました。

場所は45、50ページを御覧ください。

先ほどの申請地の反対側になっております。譲渡人の2人は高齢で、後継者もなく維持できないし、お聞きしましたら米は1万円と安すぎるし、また資材は高く買って買ったほうがいいと随分怒った口調で言っていっちゃいました。そのような中、太陽光会社から声がかかって譲渡することにされたそうです。

先ほどと同じように行政書士さんにはフェンス、標識等、トラブル等への対応などをきちんとされるようお願いいたしました。

この地域も2種農地と判断されます。

報告は以上です。皆様方の御審議、よろしくお願いいたします。

○**藤井会長** それでは、審議に入ります。御意見のある方、お願いいたします。どうぞ。

○**2番** 2番、石川です。

事務局に教えてほしいんですが、30ページの報告第15号、これは取り下げということで報告が出ていますけど、この時系列というか関係性をちょっと同じときなので、説明をいただくとありがたいです。

○**事務局** 事務局から説明します。

議案の30ページの許可申請取下について出ております。こちらの土地改良区等の意見書が申請、ちょっと書類のほうの印鑑が押したり、関係者への説明をもっと——行政書士がきちんとしていたいということで、もう完璧な状態でこの再度出したいということで、行政書士のほうから一旦取り下げて、もう1回完全な状態で出したいということで出されましたので、そういった経緯がありました。

○**藤井会長** これが出されて、前回が取り下げになったということ。

○**事務局** そうですそうです。今までこれをもうちょっと、今日、完全に協議したいから、ちょっと今回は取り下げさせてくれというような感じで、今回それを調整が終わって、もう1回出されたということです。

○**藤井会長** じゃあ、前回の議決で、総会にはこれが出るのが間に合わなかったと。

○事務局 そうですね。

○藤井会長 何か。よろしいですか。

○12番 すいません。それで結局、この辺は——の土地改良区になるんですかね。——のほうの改良区の方からやっぱり民間の場所反対じゃからもう一切出さんということやらを聞いていたんですけど、結局出してもらえたということなん。

○事務局 そうですね。

○12番 そうなんですか。

○事務局 はい。土地改良区が出ております。

○12番 一切協力せんと言いつたが。

○藤井会長 ほかに何か御意見ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。

4番、5番、承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、4番、5番、承認いたします。

続きまして、6番、地元委員さん、説明をお願いします。

○9番 9番の光井です。

議案第9号の6について、御報告をいたします。

資料については、51ページから56ページの間に記載してあります。

本議案は譲渡人が所有する農地、これを譲受人が取得してから駐車場及び敷地拡張をするという所有権移転の議案であります。

場所のほうは西浦ですね。——より中関のほうへ200m程度、あの田島山の麓にあります。

現地調査につきましては、この昨年のこれと12月10日に月例総会があったんですけど、その席で審議していただいて承認を得たんですけども、その後譲渡人、この方に何か不都合があったということで許可申請の取り下げがあったということで、このたび現地が同じということで現地調査のほうは行っておりません。

聞き取りにつきましては2月10日に聞いております。一応、——行政書士とよくお話を聞きまして、これ先般と同じですけどね、譲渡人については現在市内の——、これにお住まいということで、そこにはもう住居を構えておられるということで、現在の申請地の隣にある空き家ですね。家はもう既に空き家となっており、もう長い間住んでおられないようなことを言っておられました。

どうしてもこの家を売りたいということで、いろいろ探しておられたんですけども、今回やっ

と譲受人が決まったということで売却のほうへ持って行きたいとそういうようなことを言っておられました。

それから、譲渡人については中古住宅として販売したいというそれがあるんですけども、この住宅はもう駐車場がないんですよ。駐車場がほぼないという状態で、これでは売ることができないということで、隣にあります隣接する申請地、これを駐車場、それから家庭菜園ができるようにして、そういう整備をしてから、付加価値これをつけてから販売したら売れるんじゃないかとということで、その方向で販売をしたいとそういうようなことを言っておられます。

以上で、報告のほうを終わりますが、皆様の御審議よろしくをお願いします。

以上です。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 よろしいですか。御意見がないようですので、採決に入ります。

承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、6番、承認いたします。

続きまして、議案第10号、11号、一括上程させていただきたいと思います。

担当の委員さんもおられますけれども、今回は退席を求めないということで進めさせていただきたいと思います。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、御説明させていただきます。

議案第10号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、御説明させていただきます。

議案集の6ページから内容を記載しておりますので御覧ください。

議案第10号につきましては、令和4年1月26日公告の利用権設定が2件と、令和4年2月26日公告の利用権設定予定の利用権設定申請が10件提出されております。

農地の集積面積は、2万6,407㎡でございます。

内容といたしまして、使用貸借権の設定が9件、賃貸借権の設定が3件、新規12件となっております。

計画の内容は、議案に記載してあるとおりでございます。

本案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

続きまして、議案第11号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農

用地利用配分計画案の協議について、御説明させていただきます。

議案集 8 ページから記載しておりますので御覧ください。

議案第 11 号につきましては、県で広告予定の利用権設定が 12 件になります。

内容としまして、議案第 11 号の番号 1 から 10 につきましては、前号の議案第 10 号の番号 3 から 12 について、公社から貸付けを行うものになっております。

また議案第 11 号の番号 11 から 12 までについては、公社から貸付ける相手方に変更が生じたものです。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○**藤井会長** それでは、審議に入ります。目を通していただいて、御意見があればお伺いしたいと思いますと同時に、地元委員さんで説明があるとおっしゃる方は、説明を加えていただきたいと思います。

何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**藤井会長** 御意見がないようですので、採決に入ります。

議案第 10 号、議案第 11 号、承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○**藤井会長** ありがとうございます。全員賛成ということで、10 号、11 号、承認いたします。

続きまして、議案第 12 号、事務局、説明をお願いします。

○**事務局** 御説明いたします。

議案集は 10 ページ、資料は 57 ページです。

議案第 12 号は、非農地案件についてで、提出された件数は 2 件です。

対象となる地区は野島と向島です。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○**藤井会長** それでは、1 番、地元委員さん、説明をお願いします。

○**事務局** すいません。ちょっと資料を配りますので少々お待ちください。

○**藤井会長** はい。よろしいですかね。それじゃあ、地元委員さん、説明をお願いします。

○**10 番** 10 番、吉本です。

もらっちゃった資料は真っ黒けで見にくいと思うんですが、ちょっと順を追ってしたいと思います。

11 月に調査したときに、——という方も御一緒させていただきました。

まず、12 号の 1 ですね。これについては野島ということで、全部で田んぼが 500 枚ぐらいあるらしいんですが、今回は 12 月 22 日、したがって、議事の現地調査日というのが 12 月 27 日

になっていますが、これ22日が正解です。したがって12月22日に事務局の2名の方と——、それから木原小委員長と私で現地の確認をいたしました。このときは57ページにありますように、野島にも地区があつて、今、真っ黒けなんもらっちゃったですね。——とか——とかあるんですが、——ちゅうんが一番右側の野島の一番南端のほうですね。そっち側のほうです。それへ行く途中に——とか——というのはちょっと東側になるような山の中です。18件の29枚の畑地、畑地ちゅうかももう山林化してですね。ここを確認させていただきました。

資料が59ページからあります。

まず57ページに①とか2から10とか書いてあります。かなりもう山林化しておりまして、途中で道はあったんですが、中のほうに入れないんで、一部航空写真を使ってやっているところもあります。

58ページを開けてください。

これは、今、真っ黒けのやつを配ったんですが、これに何か農地の地番が書いてあるらしいんですけどよく分かりません。一つ一つというか、ざっと説明をしたいと思います。

まず、それじゃあ12号の非農地判定の1のほうからいきます。

大字野島の——というのが地番が2つありますね。ここは野島でいうたら、今、——があるところです。あの上のほうです。ここに2つありました。したがって、ここの2つの——の——という方と——のところです。ここについては59ページの1ですね。したがって、59ページの上の写真が——と——というふうにありますね。これが写真を撮ったところです。道というか、ちょっとやっと歩けば道があるんですがね、こういうふうな状態でした。

次は、今度は続いて3列目から野島の——というところなんですが、これは資料の63ページを開けてください。

63ページの写真を見ていただくと分かるんですが、番地が——と——、それからずっと間番があつて、——、——、——、これ、今、写真を撮っているところはこういうような状態で、自然に木とか竹が繁茂しておりまして、とてももう耕作できる状態ではないというふうな状態です。

63ページにかなりの地番が書いてありますが、9と10、これらが10ページ及び11ページにかかっておるところです。

それと、今度は12ページの写真があるのが、62ページのちょっと逆に戻るんですが、62ページの写真は11ページの真ん中辺の———というのがあるんですよね。これが番地が——なんですが、これは62ページの上の段です。こういうような状態ですね。野島もかなりもう人がいらっしゃらないんで、荒れた状態ということで、62ページのほうに書いてあるのが11ページの——以下、ずっと写真があるところです。

それと、順番がちょっと逆に戻るんですが、12ページの下段のところですが、これは

60と61ページですか。これらの写真です。これ字——というところなんですが、南端のほうに行くところにある山なんですが、かなり木が繁茂しておりまして、とてももう耕作ができるような状態じゃなかったというふうな状態です。

それと、今度は13ページの写真は、前へ戻りますが59ページです。

59ページの下の写真ですね。もうずっと入れないんで、その道があるんですが、道から撮った写真ですね。かなりの番地が59ページの②と書いてあるんですが、これが12ページの写真です。

続きまして、今度は13ページ。12ページの59ページの写真で、野島のほうは終わりです。

こういうような状態でしたので、野島については一部ですけど、非農地化されているということで説明しておきます。

それと、次に今度は12ページの2というのがありますね。今度は向島になります。今までは野島だったんですが、資料は66ページからになります。

その前に12号の2の資料が64ページからありますので、64ページのどの辺りかということをござつと説明します。

対象地が1、2、3、4、5と書いてありますが、向島のこれは——のほうですね。——というのは一番西のほうといいますか、南のほうといいますかね。そういうところです。

それと65ページが俗に——というんですが、向島の——のすぐ続きの南、そちらのほうになります。その辺りが、今回、非農地判定をしたところです。

12ページの2番からいきます。

写真のほうは66ページを開けてください。

向島番地が最初の——が66ページの下の状態ですね。やはり、かなり木が大きくなっておりまして、山林化をしておるということです。

それと、次は——が66ページの上のほうの写真ですね。かなり遠巻きに写真を撮っておりますが、あのままの状態で木が繁茂した状態です。

次が、13ページですか。これは資料の写真が68ページになります。

その前に67ページに13と14の場所の見取り図を赤ちょんで書いとるんですが、ちょっと非常に分かりにくいんですが、ちょっと待ってくださいね。

すいません。まず向島地区は、今回は13件の23枚の山林化したところを調査いたしました。これは12月17日です。事務局の2人の方と向島——の農地最適化推進委員と私で現地確認をいたしました。したがって、先ほどちょっと一部説明しましたが、64ページ以降です。

写真は全部撮れていないんで、非常に見づらいと思うんですが、まず67ページの資料の赤ぼつちのところを入れるところまで入って写真を撮っているというふうな状態ですから、ちょっと写っ

ていないようなところもありますので、それは航空写真で見てから判断したというのもありますから御了承願います。

68ページを見てください。

これはもう入ろうと思ったんですけど、道がないような状況になっていますので、68ページの上にありますように青い矢印がありますように、向島の——というところからずっと見たんですが、上に③で後者の地番がずっと書いてありますね。これはずっと中はもう入れん状態でした。したがって、もう山林化されとるというふうに判断いたしました。

68の下についても、——番地のところからずっと中に入れん状態ですので、遠巻きに写真を撮っております。

④の地番がずっと以下ありますが、もう山林化した状態であるということで判断をいたしました。一部これのGIS、航空写真があるんですが、上から見ても耕作したような形跡ありませんし、道もないというふうな状態です。

次に、資料の69ページですね。

これも一部なんですけど、14ページの——のところですね。——さんの用地が——と——ですか。これは緑で書いてありますね。これは70ページの写真です。すぐ道の上なんですけど、やっぱり中はもう入れんような状態でかなり木が大きくなった状態で繁茂しております。

一番下は、山場になっていますね。———ですので、恐らくここは田というようになっていますけど、同じようにもう山林化されておるというふうに判断いたしました。ちょっと近くまで行って写真が撮れていない分もありましたけれど、我々が現地を歩いて皆さんで判断して、残念ですけども山林化しておるだろうということで判定をいたしましたので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○藤井会長 ありがとうございます。それでは、審議に入ります。1番と2番を別々にしようかと思っと思ったんですけども、一緒に説明がありましたので、一括で上程させていただきたいと思います。

御意見のある方、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 よろしいですか。御意見がないようですので、採決に入ります。

議案第12号、1番、2番、承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、承認いたします。

続きまして、報告事項が8号から16号までございます。目を通していただいて、御意見があれば伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、以上で議案審議は締めたいと思います。

午後 3 時15分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和４年 ２月１７日

議 長 藤井 伸昌

署名委員

署名委員